

下請代金の支払いでの手形サイト、 11月から60日以内に

換金できるまでの期間が長い手形は、受け取った事業者の資金繰りを圧迫します。商慣習上、手形は下請代金の支払いでよく利用されていますが、受け取る下請事業者を保護するため、この場合に交付する手形等について指導基準が設けられています。この基準が今年11月1日から変わります。

手形等のサイトとは？

下請法の対象となる取引の支払い手段として交付した手形等^{*1}について、そのサイト^{*2}が一定期間を超える場合は、「割引困難な手形」等に該当する恐れがあるものとして、行政指導の対象となります。

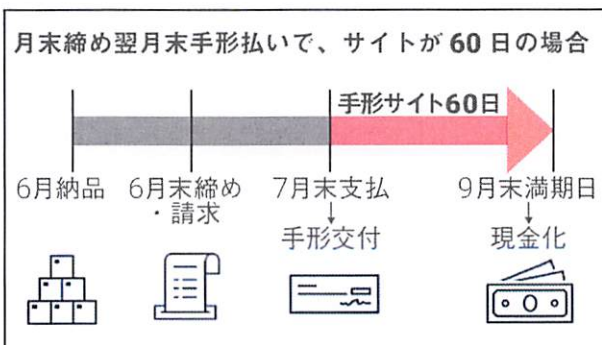
^{*1} 手形等：約束手形、電子記録債権（以下、でんさい）、一括決済方式（親事業者がその下請代金債権又はその下請代金債務の額に相当する金銭を、当該金融機関に支払うこととする方式）

^{*2} サイト：交付日から満期日までの期間（一括決済方式の場合は、代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間）

11月1日以降の交付から適用

行政指導の対象となるのは、現行ルールでは、繊維業では90日、その他の業種は120日を超える手形等の交付です。この期間を「業種を問わず60日」とする新たな指導基準が、4月30日に公正取引委員会より発表されました。今年11月1日以降に交付される手形等から適用されます。また、下請法の対象とならない取引

についても、サイトの短縮に努め、取引先の資金繰りへの影響に配慮するよう求めています。



[参考] 経済産業省ホームページ
<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002.html>

2026年を目途に、 約束手形廃止が目標

一方で政府は、2026年を目途に、紙の約束手形の利用を廃止することを目標に掲げています。こちらも、特に中小・小規模事業者に直接影響を及ぼす動向です。代替りの手段として、インターネットバンキングによる銀行振込やでんさいによる支払いが推奨されています。これらに移行するには、支払側だけでなく受取側も、デジタル化の対応が不可避となります。導入にはIT導入補助金やものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等の制度が活用できる場合もありますので、あわせてご検討ください。

参考：公正取引委員会「(令和6年4月30日)「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出について」
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240430_tegata.html
経済産業省「キャッシュレス導入に利用できる主な支援策」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/cashless_documents/2403_cashless_dounyushien.pdf